

# WIPO 当座口座の利用規約

([http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/finance/docs/wipo\\_currentaccount\\_terms.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/finance/docs/wipo_currentaccount_terms.pdf))

WIPO は利用者から口座開設依頼書を受領すると、当該利用者が WIPO のサービス手数料等を納付することを目的としたスイスフラン (CHF) 建て当座口座を開設することができます。WIPO 当座口座は、WIPO との定期的な取引がある (またはその予定がある) 利用者のためのものです。

## 1 当座口座開設方法 - 必須要件

すべての必須書類が提出され、初回入金を確認されると、当座口座が開設できます。当座口座を開設するには：

- ウェブフォーム「Request to open a WIPO Current Account (WIPO 当座口座開設依頼書)」に入力し、本籍国に会社/組織が存在していることを証明する公的書類の写しを添付します (附属書 I - 認められている公的書類一覧をご覧ください)。これらの書類は英語またはフランス語で提出しなければなりません。
- 初回入金として少なくとも 2,000 スイスフランを振り込む必要があります。入金の際には、「To open a WIPO Current Account (当座口座開設のため)」と明記してください。

WIPO の振込先銀行口座は、下の第 5 節をご覧ください。

## 2 当座口座の管理

2.1 当座口座はスイスフラン (CHF) を単一通貨とし、スイス・ジュネーブにある WIPO 本部で管理されます。特別の場合を除き、利用者 1 人が開設できる当座口座数は 1 口座のみです。

2.2 要件を適切に満たしていれば当座口座の管理費や維持費はかかりません。

2.3 利用者の WIPO 当座口座が出金超過 (残高不足) となった場合や、利用者が訴訟当事者となった場合、或いは、利用者が別途印刷物や郵送サービスを要請した場合、WIPO は手数料や費用を請求する権限を有しています。

2.4 WIPO 当座口座において利息は発生しません。

2.5 当座口座の開設手続きが完了した時点で、当座口座にアクセスしたり、オンラインでの納付を承認したりするためにオンラインアクセスするための認証情報 (ユーザー名およびパスワード) が送信されます。

2.6 すべての手続き、レポート、明細書は電子上で送信・処理されます。従って、WIPO からの連絡事項や重要な通知、口座収支報告書を受け取るため、口座名義人は有効な電子メールアドレスを維持する必要があります。

### 3 当座口座の利用条件

3.1 当座口座は、すべての必要書類の提出と初回入金完了するまで開設されません（第 1 節をご覧ください）。開設手続きが完了した時点で、当座口座番号を電子メールでお知らせします。それ以降のすべての納付やサービスを依頼する際には、当座口座番号が必要となります。

3.2 当座口座には、200.00 スイスフラン以上の残高を常に維持する必要があります。

3.3 引き落としは、当座口座からの納付依頼を WIPO が受領した時点で、当該口座から実行されます。

3.4 当座口座の名義人は、口座収支報告書を毎月電子メールで受け取ります。当座口座開設時に送信される安全なログイン用ユーザー名とパスワードを使い、当座口座残高および収支内容をオンラインで確認できます。各手続きを表すコード一覧については附属書 II をご覧ください。

3.5 口座の名義人は、誤記等を発見した時は、直ちに WIPO へ通知しなければなりません。

3.6 WIPO は当座口座への入金受理後 10 日以内に領収書を電子メールで送信します。

3.7 2 年以上の使用実績のない口座や残高が 200 スイスフランを下回った口座は閉鎖の対象となります（返金については第 7.4 節をご覧ください）。

### 4 当座口座への入金

4.1 初回入金および 2 回目以降の入金はスイスフラン建てでお振り込みください。スイスフラン以外の通貨で入金が行われた場合、その入金が WIPO のスイスフラン建て銀行または郵便振替先に振り込まれ、その通貨が自由にスイスフランへ両替できる場合に限り、受理されます。

入金は銀行の為替レートにてスイスフランに換算して、利用者の WIPO 当座口座に振り込みます。

WIPO が管理する銀行口座に、スイスフラン以外の通貨で振り込まれたすべての入金は返金されます。

4.2 当座口座の名義人は、今後の口座の収支予定に基づき一定金額を一括で入金することにより、口座に十分な資金を維持しなければなりません。口座から引き落とされる手数料ごとに、相当する少額を何度も当座口座に入金する形での資金補充は避けてください。

4.3 （当座口座開設のための初回入金を除く）すべての入金には、納付目的を明確に確認できる必須項目と当座口座番号（例：CA 123456）が明記されていなければなりません。

4.4 当座口座名義で、スイスフラン建てで受領したすべての入金は、当座口座番号が正しく明記され、当該入金が当座口座への資金補充を目的としたものとみなされる場合、名義人の当座口座に自動的に振り込まれます。請求書に対する納付を別途行うことはできません。すべての納付手続きは当座口座を介して行われます。

4.5 オンラインで提供される WIPO の各種サービスに対する手数料は、当座口座開設時に送信された当座口座のユーザー名とパスワードを使って、当座口座から納付する必要があります。WIPO 当座口座名義人は、二重納付となるのを避けるため、クレジットカードを使ってのオンライン決済を使用することはできません。

## 5 当座口座へ入金するための振込先銀行

以下の方法で入金できます：

(i) WIPO の銀行口座への振込（スイスフラン建て）：

郵便口座名義：WIPO / OMPI

銀行名：Credit Suisse

銀行所在地：CH-1211 Geneva 70

IBAN：CH51 0483 5048 7080 8100 0

SWIFT コード：CRESCHZZ80A

(ii) WIPO の郵便振替先への振込（スイスフラン建て）（欧州域内のみ利用可能）：

郵便振替先名義：WIPO / OMPI

郵便局名：SWISS POST/Postfinance

郵便局所在地：Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern

IBAN：CH03 0900 0000 1200 5000 8

SWIFT コード：POFICHBE

## 6 当座口座を使ったサービス手数料の納付

6.1 WIPO の各種手数料や費用を納付するためにのみ、当座口座から引き落としを実行することができます。商標、意匠、特許協力条約（PCT）出願、ドメイン名紛争、研修セミナーへの参加、出版物に関する費用に口座を使用することができます。

6.2 スイスフラン以外の通貨でサービス手数料が納付される場合、特別な法的枠組みが存在しない限り（特許協力条約）、この通貨は国連の為替レート（<http://www.un.org/Depts/treasury/>に記載されるレートをご覧ください）で換算されます。

6.3 当座口座名義人による書面またはオンラインでの承認に基づき（ユーザー名とパスワードが必要です）当座口座から引き落としが行われます。書面での引き落とし指示に明記する引き落とし先当座口座番号は、所定の様式（例：商標の場合は MM 様式）に記入することも、提出書類とともに FAX または電子メールで提出することもできます。

6.4 口座名義人は第三者（代理人や子会社等）に当座口座の利用権限を付与することもできます。このような権限の管理およびそれにより行われた手続きは、当座口座名義人の責任となります。

6.5 口座の出金超過（残高不足）を引き起こすような手続きは実行されません。

6.6 各種手数料の当座口座からの引き落とし承認は、当該引き落としに十分な資金が入金口座にない限り、手数料の納付として実行することはできません。

## 7 当座口座の閉鎖

7.1 当座口座は、口座名義人、または、適切な場合には、その継承者の書面による依頼によりいつでも閉鎖することができます。

7.2 口座の閉鎖を依頼する前に、当座貯金口座名義人は、すべての手数料の納付が完了していることを確認しなければなりません。

7.3 残高は、銀行送金により口座の名義人またはその継承者へ返金されます。

7.4 返金依頼書を提出する必要があります（オンラインでダウンロードできます。送信希望の場合はご連絡ください）。返金依頼書には正式な銀行口座情報を記入してください。特別の場合（訴訟）を除き、WIPO 口座名義と異なる名義の銀行口座に返金することはできません。

7.5 閉鎖依頼書を受領すると、WIPO は次の手順を含む閉鎖手続きを開始します。

- 新たな口座引き落とし指示は受理されません
- 実行中の手続きは見直しのうえ、最後まで処理されて完了します
- その後、残高が返金されます

7.6 上記の利用規約に提示した条件を満たさない場合や、規約が遵守されない場合、WIPO は裁量で当該 WIPO 当座口座を閉鎖する権限を有しています。また、2 年以上の使用実績のない口座や残高が 200.00 スイスフランを下回った口座に対しても、同権限を行使することができるものとします。WIPO からの連絡に利用者から回答や返信がない場合、残高が取り消されることがあります。

### 附属書 I - 認められている公的書類一覧

法人登記簿謄本(Company' s registration certificate)

登記簿(Registration extract)

設立認可証(Incorporation certificate)

登録されるアソシエイトやパートナーの登録書

(Extract of registry of registered associates/partners)

弁護士登録書 (Lawyers registry extract)

付加価値税登録書 (VAT registration)

パスポートの写し (個人の場合) (Copy of passport for individuals)

**WIPO**  
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

[IP Services](#) [Policy](#) [Cooperation](#) [Reference](#) [About IP](#) [Inside WIPO](#)

[Home](#) › [Inside WIPO](#) › [Finance](#)

## Transaction Codes

### Hague System

D60/D34/DEN	Registration
DRE	Renewal
DPR	Prorogation
DTR/DMT	Various modifications